

日本セラミックス協会功労賞規程

2026年2月27日改訂 理事会承認

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が細則別表.6 に定める日本セラミックス協会功労賞（以下「功労賞」という。）について必要な事項を定める

(表彰の目的)

第 2 条 功労賞は、本会の個人会員あるいは本規程で定める個人であって、セラミックスに関する産業および科学・技術の振興、後進の育成指導、伝統技術の継承等の諸活動および本会の運営に貢献し、優れた功績のあった者又は他の模範と認められる活動があった者を表彰する。

(表彰の種類)

第 3 条 功労賞は、次の 3 部門とする。

1) 功労賞 総合部門

セラミックスに関する産業および科学・技術の振興、後進の育成指導、伝統技術の継承等の諸活動および本会の運営に長年にわたり多大な功労を有し、優れた功績のあった者を表彰する。

2) 功労賞 協会活動部門

本会の委員会、支部、部会やそれに準ずる協会諸活動に貢献し、協会活動の発展に功績のあった者又は他の模範と認められる活動があった者を表彰する。

3) 功労賞 教育・試験部門

教育機関並びに国公立試験・研究機関、若しくはこれに準ずる機関において、セラミックスの科学・技術に関する試験・研究、分析・解析、普及及び教育に貢献し、功績のあった者又は他の模範と認められる活動があった者を表彰する。

(受賞候補者の資格)

第 4 条 受賞候補者の資格は下記のとおりとする。

1) 功労賞 総合部門

(1) 基本要件

下記①、②すべてに該当する者。

①本会会員歴10年以上の個人会員である者。

②年齢が満60歳以上の者。

(2) 受賞要件

下記①、②、③いずれか1つでも該当する者は本部門の受賞候補資格は有さない。

①学術賞の受賞者。

②技術賞の受賞者。

③功労賞 総合部門の受賞者。

2) 功労賞 協会活動部門

(1) 基本要件

下記①～③いずれかに該当する者。

- ①本会会員歴10年以上の個人会員で、満5年以上にわたり、協会諸活動に従事したと認められる者。
- ②本会会員歴10年以上の特別会員に所属する個人で、満5年以上にわたり、協会諸活動に従事したと認められる者。
- ③満10年以上にわたり、協会諸活動に従事したと認められる者。

(2) 受賞要件

下記①、②いずれか1つでも該当する者は本部門の受賞候補資格は有さない。

- ①協会活動有功賞の受賞者。
- ②功労賞 総合部門および協会活動部門の受賞者。

3) 功労賞 教育・試験部門

(1) 基本要件

下記①～③いずれかに該当する者。

- ①満10年以上にわたり、教育・試験活動に従事したと認められる者。
- ②年齢が満45歳以上の者。
- ③原則として本会個人会員である者。

(2) 受賞要件

下記①、②いずれか1つでも該当する者は本部門の受賞候補資格は有さない。

- ①セラミックス貢献賞 教育・試験部門の受賞者。
- ②功労賞 総合部門および教育・試験部門の受賞者。

- 2 前項で記載している功労賞には、本規程で定める功労賞のほか、2025年度まで実施していた功労賞（以下「旧功労賞」という。）も含むものとする。

(会員歴、年齢の算定期日)

第5条 第4条に規定されている会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも表彰の年の4月1日現在とする。

- 2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。

(重複受賞不可)

第6条 功労賞 総合部門と、学術賞もしくは技術賞との重複受賞は不可とする。

- 2 旧功労賞と、学術賞もしくは技術賞との重複受賞も不可とする

(表彰の件数)

第7条 表彰の件数は3部門合計で毎年度10名以内とする。

- 2 各部門の表彰件数は下記のとおりとする。なお、ある部門の推薦件数が表彰件数に満たなかった場合、他部門の表彰件数を増やすことも可能とする。ただし、前項の件数を超えて、表彰することはできない。

- 1) 功労賞 総合部門

毎年度4名以内とする。

2) 功労賞 協会活動部門

毎年度3名以内とする。

3) 功労賞 教育・試験部門

毎年度3名以内とする。

(受賞候補者の推薦)

第8条 受賞候補者の推薦有資格者及び推薦可能件数は下記のとおりとする。いずれも自薦は不可とする。

1) 功労賞 総合部門

推薦有資格者は、本会の支部長、部会長、常置委員会委員長とし、毎年度の推薦可能件数は1件とする。

2) 功労賞 協会活動部門

推薦有資格者は、本会の支部長、部会長、常置委員会委員長とし、毎年度の推薦可能件数は1件とする。

3) 功労賞 教育・試験部門

推薦有資格者は、本会の支部長、部会長、教育委員長、もしくは個人会員(3名の連名)とし、毎年度の推薦可能件数は1件とする。ただし、個人会員3名連名による推薦の場合は、少なくとも1名が受賞候補者とは異なる所属機関に所属する個人会員であることとする。

(推薦手続き)

第9条 本会は、毎年度、本会ウェブサイトおよび協会誌セラミックスを通じて推薦募集を行う。

2 支部長、部会長、常置委員会委員長に対して、書面等を用いて推薦を依頼する。

3 推薦者は、所定の書式による推薦書を本会会長宛に提出する。

4 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しない。

(選考委員会)

第10条 受賞者選考のため、功労賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 推薦者及び被推薦者は、選考委員会の構成員になることができない。

3 選考委員会に必要な事項は、別途内規で定める。

(決定)

第11条 選考委員会委員長は、選考委員会における受賞候補者の選考結果を理事会に答申し、承認を得て受賞者を決定する。

(公表)

第12条 理事会にて受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ本会ウェブサイトおよび協会誌セラミックスに選考委員会委員名とともに公示する。

(表彰)

第13条 表彰は、毎年度の定時総会終了後に開催される表彰式の席上にて行うものとし、賞状およ

び副賞、もしくは表彰盾のいずれかを授与する。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の議決を得て行うものとする。

(改訂の経緯)

2017年11月28日全面改訂 理事会承認(表彰制度見直しにより旧協会賞規程より個別の規程となった) 理事会承認

2018年3月5日 第3条第3項変更および第6条に第7項を追加 理事会承認

2023年5月16日改訂 理事会構成見直しに伴い改訂 理事会承認

2024年11月28日改訂 第1条の細則別表番号修正、第11条表彰式明文化に伴う改訂 理事会承認

2026年2月27日改訂 総合部門、協会活動部門、教育・試験部門の3部門編成に伴う全面改訂 理事会承認